

道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の  
継続を求める意見書

島田市は国道1号を中心として、東名高速道路、新東名高速道路、富士山静岡空港、そして重要港湾御前崎港を結ぶ交通の結節点である。

これらを結ぶ道路は、地域にとって大きな経済効果をもたらし、大規模災害時における救命活動、物資輸送、復興活動に欠かせないものとなっている。

現在、国土交通省で進めている国道1号島田金谷バイパス及び国道1号藤枝バイパスの4車線化と菊川インターチェンジのフルインターチェンジ化・大代インターチェンジ完成型、静岡県が実施している地域高規格道路「金谷御前崎連絡道路」、そして島田市の各整備計画に基づき進めている社会資本整備総合交付金等の事業について、国においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により補助率等の嵩上げを行い、道路整備に対する格別の配慮がされているが、この措置は平成29年度までの時限措置となっている。

よって、国においては、道路整備を引き続き推進するため、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

静岡県島田市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
衆議院議長  
参議院議長

} 様